（控除収益の算定）

第十一条　一般送配電事業者は、控除収益項目として、地帯間販売送電料、地帯間販売電源料、他社販売送電料、他社販売電源料、託送収益（接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益（第三条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。）及び預金利息であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額として控除収益を算定しなければならない。ただし、電気事業雑収益のうち特定系統設置交付金の額については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十三条第三号に規定する特定系統設置交付金の交付期間を終えた次の年度から、同条第二号に規定する系統設置交付金の交付期間にわたり算定するものとする。

２・３　（略）

第十四条　一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が上回った場合又は上回ることが見込まれる場合の乖離値を、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入することができる。

一～三　（略）

四　系統整備等実施事業者が申請した系統整備回収金が経済産業大臣により承認された場合であって、一般送配電事業者が系統利用者回収金、託送回収金又は系統整備負担金として回収すべき額を経済産業大臣より通知されたとき

五　前四号に掲げるもののほか、一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認められるとき

２　（略）

別表第一（第３条―第９条、第11条関係）

第１表

収入上限を構成する項目分類表

費用及び収益の区分	収入上限を構成する項目	内訳及び明細項目	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
制御不能費用	（略）	（略）	（略）
	廃炉円滑化負担金相当金		
	系統整備回収金		
	託送回収金相当金		
	系統整備負担金相当金		
	特定系統整備準備金引当		
	特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）		
	系統整備負担金相当収益		
	託送収益（託送回収金の回収に係る収益）		
	固定資産税	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（控除収益の算定）

第十一条　一般送配電事業者は、控除収益項目として、地帯間販売送電料、地帯間販売電源料、他社販売送電料、他社販売電源料、託送収益（接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益（第三条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。）及び預金利息であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額として控除収益を算定しなければならない。

２・３　（略）

第十四条　一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が上回った場合又は上回ることが見込まれる場合の乖離値を、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入することができる。

一～三　（略）

（新設）

四　前三号に掲げるもののほか、一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認められるとき

２　（略）

別表第一（第３条から第９条、第11条関係）

第１表

収入上限を構成する項目分類表

費用及び収益の区分	収入上限を構成する項目	内訳及び明細項目	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
制御不能費用	（略）	（略）	（略）
	廃炉円滑化負担金相当金		
	（新設）		
	（新設）		
	（新設）		
	（新設）		
	（新設）		
	（新設）		
	固定資産税	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）